

議案第95号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市長事務部局の職員について管理職員特別勤務手当の支給事由を追加することに鑑み、水道局企業職員についてもこれに準じた改正を行う必要があるによる。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「又は代休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。